

# 第二次多摩市再犯防止推進計画 概要版

## 策定の目的

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の第二次再犯防止推進計画及び第二次東京都再犯防止推進計画を勘案して作成した「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念（以下、「3市共通理念」という。）」を基に、多摩市における取組を明らかにすることを目的として策定する。

## 計画の位置付け

- 国の第二次再犯防止推進計画に基づき策定した第二次東京都再犯防止推進計画を上位計画とし、第二次3市共通理念を基に策定
- 福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定

## 重点課題と主な取組

- 6  
つ  
の  
重  
点  
課  
題
- 重点課題1 就労・住居の確保等  
→就労の確保等、住居の確保等
  - 重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等  
→高齢者又は障がいのある者等への支援等、薬物依存を有する者への支援等、生活困窮者支援等
  - 重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
  - 重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
  - 重点課題5 再犯防止のための連携体制の強化等
  - 重点課題6 3市共通で行う取組→第二次3市共通理念で追加

## 計画の推進体制

- 「多摩市地域福祉計画」に内包される計画であることから、多摩市地域福祉計画市民委員会にて各施策の具体的な内容を把握し、意見交換を行いながら取組を進める。

※多摩市地域福祉計画推進市民委員会設置要綱より

第2条(4) 市長が必要と認める事項 or 第9条 委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。（第7条 関係者の出席規定あり）

## 総合計画との関連性

- 第六次多摩市総合計画より  
「政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち の実現」
  - ・施策2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

## 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

<参考>多摩中央警察署の刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率の推移

（法務省矯正局東京矯正管区提供）

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)
96	46.4	95	50.5	82	45.8	67	45.9

※少年の検挙人員を含まない ※多摩中央警察署は多摩市と稲城市を管轄

